

受付 番号	種目番号 —	連絡先 IR推進課	ふりがな 担当者名 電 話	いしかわ 石川 671-4018
設 計 書				
1 委託名	「横浜IRを考えるシンポジウム」運営業務等委託			
2 履行場所	都市整備局IR推進課及びその他委託者の指定する場所			
3 履行期間 又は期限	<input checked="" type="checkbox"/> 期間 契約締結日から令和3年1月29日 まで <input type="checkbox"/> 期限 令和 年 月 日 まで			
4 契約区分	<input checked="" type="checkbox"/> 確定契約 <input type="checkbox"/> 概算契約			
5 その他特約事項	委託契約約款及び契約規則 個人情報取扱特記事項 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 横浜市インターネット情報受発信ガイドライン その他委託者が指定するもの			
6 現場説明	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要 (月 日 時 分 場所)			
7 委託概要	横浜IRを考えるシンポジウムを運営し、インターネット上で生中継配信すること、及び配信した映像を録画編集し、後日配信用の映像を作成することを目的とする業務です。なお、委託内容の詳細については、仕様書の通りです。			
都市整備局				

8 部分払い

する (回以内)

しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

委託代金額		¥.-
内 訳	業務価格	¥.-
	消費税及び地方消費税相当額	¥.-

内 訳 書

名 称 (形状寸法等)	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
「横浜IRを考えるシンポジウム」 運営業務等委託					
シンポジウムの運営	1.0	式			
生中継配信業務	1.0	式			
後日配信用映像作成業務	1.0	式			
打合せ、報告書作成	1.0	式			
業務価格計					
消費税及び地方消費税相当額 (10%)					
業務費計					

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

「横浜 I R を考えるシンポジウム」運営業務等委託仕様書

1 業務名称

「横浜 I R を考えるシンポジウム」運営業務等委託

2 履行期間

契約締結日から令和 3 年 1 月 29 日（金）まで

3 履行場所

横浜市都市整備局 I R 推進課及びその他委託者の指定する場所

4 業務目的

本市が設置を目指す I R（統合型リゾート）について、市民の理解促進を図るため、有識者による講演や、パネルディスカッションから構成されるシンポジウムを開催する。開催方法は、インターネットによる配信とし、感染症対策を十分講じることとする。

5 業務内容

- (1) シンポジウムの運営
- (2) インターネット配信体制の構築
- (3) インターネット配信映像・音声の収録及び映像配信
- (4) 後日配信用映像の編集作成
- (5) その他(1)～(4)を行う上で必要な事項

6 シンポジウムの概要

(1) 日時

令和 2 年 11 月下旬頃の週末日 1 日 午後 1 時から 4 時間程度

(2) プログラム

ア 特別講演及び基調講演 30～45 分× 2 回（各回 1 名）

イ パネルディスカッション 45 分× 2 回（各回 3～4 名程度）

(3) 出演者

ア 特別講演及び基調講演

(ア) 国内有識者 1 名（I R について一定の見識のある知名度の高い者）

(イ) 海外有識者 1 名（海外在住のギャンブル依存症の研究や治療等で活躍する者）

イ パネルディスカッション

パネリスト 7 名程度（懸念事項対策に見識のある教授又は研究者等）

ただし、うち 2 名はア(イ)の講演者を含む海外有識者とする。

(4) 開催方法

ア 新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、出演者を会場に参集し、無観客にて開催する。

イ 特別講演及び基調講演については、オンライン会議システム等にて別途事前収録し、講演内容を日本語でテロップを挿入した上で、当該映像をシンポジウム当日に配信する。なお、事前収録は 11 月上～中旬頃に実施することとし、方法については、委託者及び講演者と協議の上、決定する。

ウ パネルディスカッションはテーマごとに計 2 回行う。パネリストは、いずれか 1 回出演する。なお、各回のパネリストのうち、海外有識者についてはリモートで出演する。

エ 英語から日本語及び日本語から英語への同時通訳者や手話通訳者を配置する。

(5) その他

概要については適宜変更する場合がある。

7 シンポジウムの運営業務の範囲

- (1) 司会や通訳者の確保、会場や備品の確保及び設営、講演者やパネリストの謝金及び旅費の支払等、シンポジウムの運営に必要な体制構築をシンポジウムの運営業務の範囲とし、これらに係る経費は、委託者と協議の上、受託者が負担する。
- (2) 通訳者については、海外有識者の特別講演及び基調講演における英語から日本語への翻訳や、海外有識者が参加するパネルディスカッションにおける英語から日本語及び日本語から英語への同時通訳者を配置する。なお、海外有識者との調整は、受託者が行う。
- (3) 手話通訳者については、委託者が手配を行い、受託者は手話通訳者に係る会場の備品の確保及び設営を行う。
- (4) 備品については、司会者の演台や、出演者が着座して記録するための机や椅子、名立てなどの設置にとどめ、華やかな装飾は不要とする。ただし、感染症対策を十分に講じること。
- (5) シンポジウム全体の進行プログラムの作成、講演者及びパネリストの選定等については、委託者と協議の上、決定する。
- (6) 受託者は、契約締結後、すみやかに運営業務計画を委託者に提示し、承認を受けるものとする。

8 映像配信の方法

(1) 生中継配信

ア シンポジウムの開催模様を収録し、YouTubeによりインターネット配信を行う。

イ 収録は、会場収録用カメラ3台程度をそれぞれカメラマン付きで配備し、会場全体の様子や、発言者の様子を適宜切り替えるなど、機動的に、効果的な演出による配信が可能となる体制を構築した上で行う。

ウ イとは別にカメラを1台配備の上、手話通訳者を収録するなど、手話通訳者を常に配信画面上に表示する。なお、手話通訳者の収録を別室にて行う場合は、会場モニターの設置など手話通訳者が会場を確認できる環境を確保する。

エ パネルディスカッションは海外有識者がリモート出演をするため、リモート出演の様子や発言内容の日本語訳が他の出演者及び視聴者にわかる体制を構築し、配信環境の安定化に努め、円滑に進行できる環境を確保する。

オ 視聴者がパソコンやスマートフォン等で視聴することを想定した上で、配信映像を視聴時に、質問や意見等のコメントを投稿し、投稿内容を出演者及び視聴者が確認できる環境を確保する。

カ 映像配信を円滑に運用するため、生中継配信における動作トラブル等について、人員配置など迅速に対応できる体制を確保する。

(2) 後日配信用映像の作成

ア 生中継配信後、委託者と協議の上、生中継映像を編集し、横浜市公式 YouTube アカウント (@CityOfYokohama)にてインターネット配信を行うため、配信用映像を作成する。

イ 横浜市の規定に基づき、録画映像を作成の上、委託者の定める形式にて納品し、委託者にて配信するものとする。作成映像のファイルサイズは20GB以下を目安とし、ファイル形式は、YouTubeでサポートされている形式、かつ、委託者のPC環境で再生できる形式(WindowsMediaPlayerで再生可能なWMVなど)とする。

(3) その他

- ア 配信映像は、広く一般市民が、パソコンやスマートフォン等で視聴することを想定しているため、安定的に映像を配信し、多くの視聴者が同時にかつ円滑に視聴できる環境を確保する。
- イ 映像配信におけるセキュリティ対策は、受託者において厳格に行う。

9 成果品

以下のとおりとする。ただし、納品方法等は別途委託者と協議する。

(1) 生中継配信映像

生中継配信した映像を委託者のパソコン環境で再生できる形式(WindowsMediaPlayer で再生可能な WMV など)に変換の上、納品する。

(2) 後日配信用映像

生中継配信 1 か月後を目安に配信できるよう、8 (2)に留意し、収録映像を編集作成の上、納品する。

(3) 報告書

生中継配信における視聴者数、視聴者からの質問や意見等のコメント、特別講演及び基調講演やパネルディスカッションの内容等について概要をまとめ、納品する。

10 適用文書

本業務は、以下に基づき実施する。

(1) 委託契約約款及び契約規則

(2) 個人情報取扱特記事項

ア 受託者がこの契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取扱いについて横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

イ 受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、速やかに「個人情報取扱特記事項」第 11 条による研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。

(3) 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、その遂行にあたって、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。

(4) 横浜市インターネット情報受発信ガイドライン

(5) その他委託者が指定するもの

11 一般事項

(1) 本業務の進捗状況については、委託者に適宜報告し、所定の履行期間又は履行期限までに全ての業務を完了させること。

(2) 業務の実施に際しては、委託者からの指示に基づき、十分に協議を行う。

(3) 本業務で知り得た情報については、委託契約約款を遵守し、十分に留意して管理を適切に行う。

(4) 本業務の進捗管理等必要があるときは、打合せを行う。

(5) 本業務における成果品等の著作権は委託者に帰属するものとする。また、業務上取り扱う素材・データ等の一切の情報について、委託者の合意を得ることなく公表、第三者への提供をしてはならない。

(6) 本仕様書に記載のない事項及び本仕様書に疑義のある場合には、委託者と事前に協議の上、決定する。